

## 記念館の催し

1 馬込文士の足跡をたずねて散策会「馬込文士村の始まり」

5月12日(日)①午前10時～正午②午後2時～4時

尾崎士郎記念館(集合)、佐伯山緑地(解散)

2 初めての日本画講座(春)「五彩の墨絵」(5日制)

5月24・31日、6月7・14・28日(金)午後2時～4時

大田文化の森

5,000円

◇1・2ともに◇

抽選で1各10名220名

問合先へ往復はがき(記入例参照。1希望時間も明記)。1FAXも可。14月26日25月10日必着 ※11通2名まで

龍子記念館

(〒143-0024中央4-2-1)

FAX3772-0680

## 障がいのある方のためのパソコン教室

区内在住の障がいのある方と家族

5月12日(日)午後2時～4時

さぼーとぴあ

先着10名

問合先へ電話かFAX(記入例参照)

上池台障害者福祉会館

3728-3111 FAX3726-6677

## 出前講座「親子で遊ぼう！」

1・2歳のお子さんと保護者

5月17日(金)午前10時～11時30分

エセナおおた

先着30組

問合先へ電話かFAX(記入例参照)

子ども家庭支援センター地域子育て推進係

5753-1153 FAX3763-0199

## ジャイアンツアカデミー 親子野球教室

元プロ野球選手と一緒に野球を楽しみませんか。初心者でも参加できます。

5月18日(土)①4・5歳のお子さん  
と保護者=午後1時30分～3時②小学1・2  
年生と保護者=午後3時15分～4時45分

1,000円

先着各50組100名

問合先へ電話

大田スタジアム

3799-5820 FAX3799-5782

## もっと知りたい!ハーブ入門講座

身近なハーブを活用して暮らしに役立てる手法を学びます。

5月19日(日)午後1時30分～3時

先着20名

問合先へ電話。4月16日午前10時から受け付け

大田平和の森公園展示室みどりの縁側

6450-0123(月曜休室)

## おおたイチ推しマルシェ

区内のお店が集まり、テーマに沿った商品を販売します。

6月15日(土)・16日(日)②8  
月3日(土)・4日(日)午前10時～  
午後9時

アトレ大森(大森北1-6-16)

当日会場へ

大田区産業振興協会

3733-6476 FAX3733-6459



詳細はコチラ



## ★ひらいてワクワクめくってドキドキ「こどもの読書週間」

4月23日は「子ども読書の日」、4月23日～5月12日は「こどもの読書週間」です。図書館では、読書週間にちなんだイベントを開催しています。

## ★「りんごの棚」コーナーを大田区立図書館全館で常設しました

「りんごの棚」は、スウェーデン生まれの「特別なニーズのある子どもたちのための資料を展示した棚」です。本を読む方法は、1つではないことを多くの人に知ってもらうことを目的として、さまざまなバリアフリー資料を展示しています。

## ★各図書館でこどもおはなし会を開催しています

お近くの図書館へお越しください。詳細は区HPをご覧ください。お問い合わせください。

## ★図書館ガイドをご利用ください

図書館では「図書館ガイド」(日・英・中・ハングル版)と、お子さん向けの「そうだ としょかんに いってみよう!」を配布しています。各図書館の地図や設備、サービスなどをまとめています。

▶配布場所 図書館、大田文化の森情報館、田園調布せせらぎ館

図書サービスコーナーほか

▶問合先 大田図書館 3758-3051 FAX3758-3625

図書館HPはコチラ



## 各図書館の催し ※会場の記載がないものは各館で

大森西 3763-1191 FAX3298-6022

## ★知ればもっと好きになる!「大森西の写真展」2024

▶日程 4月27日(土)～5月11日(土) ▶申込方法 当日会場へ

多摩川 3756-1251 FAX3756-1745

## ★蝶の世界展

▶日時 5月3日(祝)～6日(休)午前10時～午後5時 ※6日は午後3時まで

▶申込方法 当日会場へ

蒲田 3738-2459 FAX3736-9782

## ★朗読会「分身ロボット OriHimeで朗読会-電子書籍を使ってみる-」

▶日時 5月19日(日)午後2時～3時30分 ▶定員 先着25名

▶申込方法 電話。4月12日から受け付け

## 休館のお知らせ (特別整理のため)

図書館	休館期間	問合先
大田文化の森	5月13日(月)～18日(土)	3772-0740 FAX3772-0741
入新井	5月20日(月)～25日(土)	3763-3633 FAX3763-3781
洗足池	5月27日(月)～6月1日(土)	3726-0401 FAX3726-3268

## 介護保険料が改定されました

3年に一度改定します

65歳以上の方に適用する令和6～8年度の介護保険料額が決まりました。

保険料段階	対象者	新保険料(年額)
第1段階(基準額×0.25)	①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税 ③中国残留邦人等支援給付の受給者 ④世帯全員が特別区民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額を合わせた額が80万円以下	19,800円
第2段階(基準額×0.40)	世帯全員が特別区民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額を合わせた額が120万円以下で第1段階に該当しない	31,680円
第3段階(基準額×0.65)	世帯全員が特別区民税非課税で、第1・2段階に該当しない	51,480円
第4段階(基準額×0.80)	本人が特別区民税非課税(同じ世帯の家族が特別区民税課税)で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額を合わせた額が80万円以下	63,360円
第5段階(基準額)	本人が特別区民税非課税(同じ世帯の家族が特別区民税課税)で、第4段階に該当しない	79,200円
第6段階(基準額×1.10)	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が120万円未満	87,120円
第7段階(基準額×1.25)	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満	99,000円
第8段階(基準額×1.50)	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が210万円以上260万円未満	118,800円
第9段階(基準額×1.60)	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が260万円以上320万円未満	126,720円
第10段階(基準額×1.80)	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が320万円以上370万円未満	142,560円
第11段階(基準額×1.90)	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が370万円以上420万円未満	150,480円
第12段階(基準額×2.00)	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満	158,400円
第13段階(基準額×2.35)	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が520万円以上700万円未満	186,120円
第14段階(基準額×2.75)	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が700万円以上1,000万円未満	217,800円
第15段階(基準額×3.05)	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	241,560円
第16段階(基準額×3.35)	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上2,500万円未満	265,320円
第17段階(基準額×3.65)	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が2,500万円以上3,500万円未満	289,080円
第18段階(基準額×3.95)	本人が特別区民税課税で、合計所得金額が3,500万円以上	312,840円

●公費による負担軽減強化の継続により、第1～3段階の保険料率が軽減されています。

●表中の「特別区民税」は、東京23区以外の場合「市町村民税」にあたります。「課税年金収入額」は、特別区民税の課税対象とされる公的年金等の収入です。

●「その他の合計所得金額」とは、「合計所得金額」から公的年金等に係る所得を除いた所得金額です。ただし、介護保険料の算定には給与所得が含まれている場合、給与所得から最大10万円を控除した金額を用います。

●「合計所得金額」とは、年金や給与などの収入金額からそれぞれの必要経費に相当する金額を控除した所得金額の合計で、所得控除(扶養控除や医療費控除等)や損失の繰越控除をする前の金額をいいます。ただし、介護保険料の算定には租税特別措置法に規定される長期・短期譲渡所得に係る特別控除がある場合、特別控除額を控除した後の金額を用います。

▶問合先 介護保険課 FAX5744-1551(共通)

保険料額=資格・保険料担当 5744-1491

納付、口座振替=収納担当 5744-1492

介護保険事業計画=計画担当 5744-1732

## 令和6年度 国民健康保険料率などが決まりました

令和5年の所得額を基に、医療分、後期高齢者支援金分、介護分を算定します。

### ●国民健康保険料の計算方法

以下の合計額が1年間(4月～令和7年3月)の国民健康保険料となります

医療分(最高限度額65万円)	所得割額 加入者全員の基礎となる所得額(※)の合計×8.69%	+	均等割額 加入者数×49,100円
後期高齢者支援金分(最高限度額24万円)	所得割額 加入者全員の基礎となる所得額(※)の合計×2.80%	+	均等割額 加入者数×16,500円
介護分(最高限度額17万円)	所得割額 40～64歳の加入者全員の基礎となる所得額(※)の合計×2.36%	+	均等割額 40～64歳の加入者数×16,500円

※基礎となる所得額=個人の令和5年の合計所得額-43万円

●39歳以下の方は、介護分の負担はありません。65歳以上の方の介護分は介護保険料として別に収めます。

●保険料の納入通知書を6月に世帯主に郵送します。

▶問合先 国保年金課国保資格係 5744-1210 FAX5744-1516